

# 宝塚市

## パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の手引き



令和5年(2023年)12月

## 1 宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

宝塚市では、様々な人々が、自分らしく生きていくことができる社会づくりに向けて、孤立感を抱えている可能性のある性的マイノリティの方々について理解し、支援するため、平成27年11月に本市の取組方針「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」を策定しました。

その取組の1つとして、平成28年(2016年)6月に「宝塚市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」を制定しました。この制度は、一方又は双方が性的マイノリティのカップルの関係を尊重するため、互いをその人生のパートナーと約束したカップルの宣誓書を市が受け取り、一定の条件を満たしている場合、2人をパートナーと認め、受領証を交付するものです。

令和5年(2023年)12月には、対象をパートナーの子又は親に拡大した「宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」に改正しました。

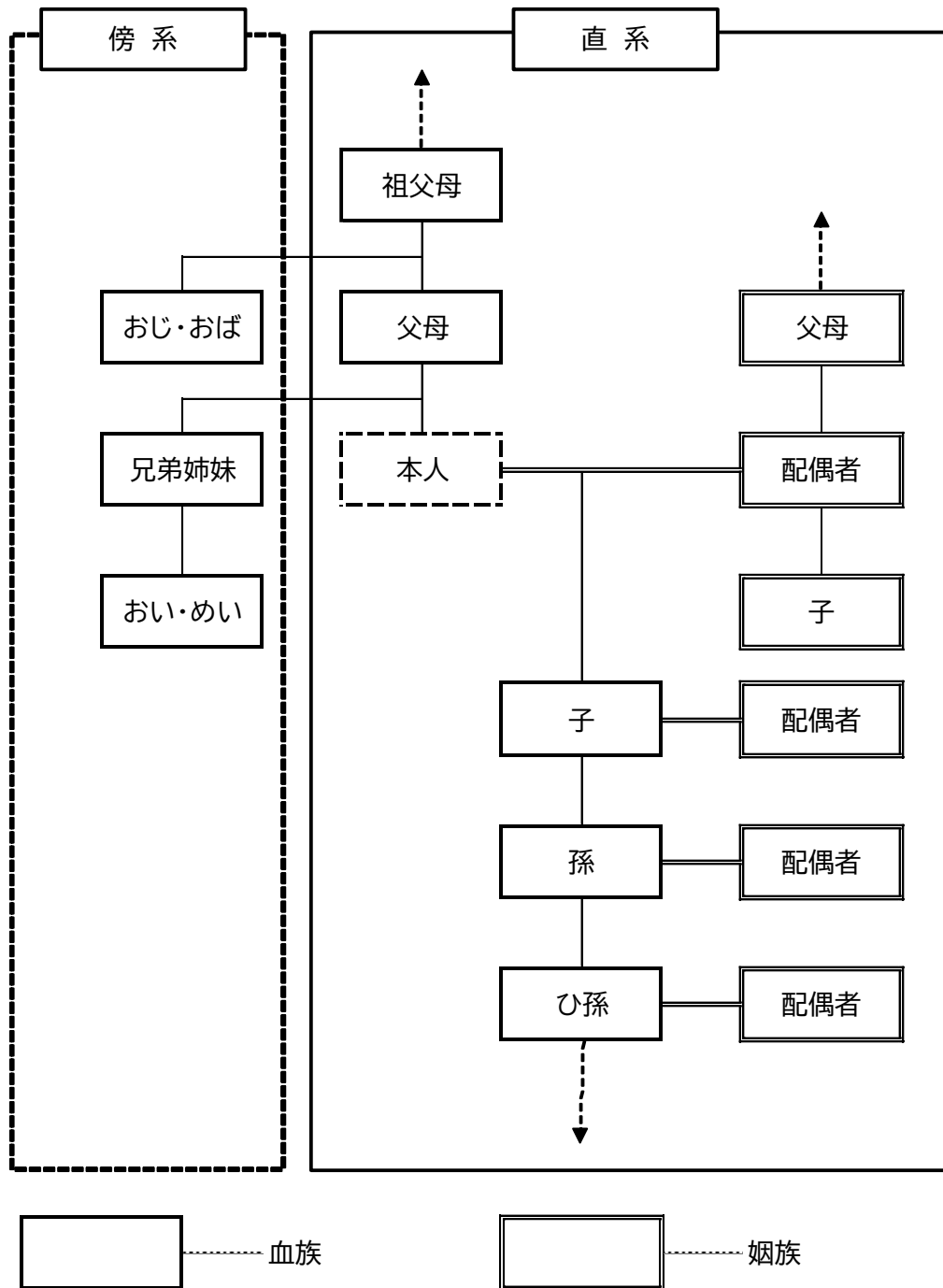


## 2 宣誓することができる者

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることの他に、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ①双方が民法における成年であること。
- ②一方又は双方が市内に住所を有し、又は3か月以内に市内への転入を予定していること。
- ③双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと。
- ④宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- ⑤双方が他自治体(本市とパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体を除く。)で本市のパートナーシップに相当する宣誓をしていないこと。
- ⑥宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族(以下「近親者」という。)の関係にないこと。ただし、養子縁組によって近親者になった者を除く。

# パートナーシップ宣誓をすることができない者(近親者)



ファミリーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① パートナーシップの宣誓ができる要件をすべて満たしていること。
- ② 一方又は双方に子又は親が存在すること。ただし、当該子又は親が満15歳以上である場合は、当該子又は親をファミリーシップの一員として宣誓することについて本人の同意があること。
- ③ 双方が他自治体で本市のファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと。



### 3 宣誓に必要な書類

宣誓をするためには、次の3点の書類が必要です。

#### (1)住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)

※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号は不要です。

※同一世帯になっている場合は、2人とも記載されているもの1通で構いません。

※宝塚市に転入予定の場合は、転入後14日以内に市内に転入したことを証明する書類を提出してください。

#### (2)戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(3か月以内に発行されたもの)

※1人1通ずつ必要です。

※独身であることや宣誓しようとする2人が近親者でないことを確認するための書類です。独身証明書や個人事項証明書(戸籍抄本)では、審査できませんのでご注意ください。

また、子又は親を含めて宣誓する場合には、親子関係の確認をします。

※外国籍の方は、大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」など配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

#### (3)本人確認書類(提示のみ)

※本人の顔写真のある官公署が発行した書類の場合は1点をご提示ください。

例)マイナンバーカード(個人番号カード)、旅券(パスポート)、運転免許証など

※上記の書類が無い場合は、名前と生年月日か住所の記載のある官公署が発行した書類を2点ご提示ください。

例)健康保険被保険者証、年金証書、介護保険被保険者証など

※いずれの書類も有効期限があるものは、有効期限内のもの

通称名の使用を希望される場合は、以下の書類を提出してください。

#### (4)日常生活において、通称名を使用していることが確認できる書類

※郵便物、社員証、学生証、公共料金の請求書 など

## 4 手続きの流れ

宣誓からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(以下「受領証」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(以下「受領証カード」という。)の交付までの主な流れは以下のとおりです。

### (1) 宣誓日の事前予約

① 宣誓したい日時を概ね1週間前までに人権男女共同参画課へ電話かメールでご連絡ください。

日時の調整と必要書類の説明を行います。

※ 宣誓日は、土日や閉庁後でも可能です。所要時間は1時間程度。

※ ご連絡の際には、次の3点をお知らせください。

- ・ 宣誓希望日時
- ・ 宣誓しようとする方のお名前
- ・ 日中の連絡先(電話番号又はメールアドレス)

② 必要書類をご準備ください。(P5参照)

#### **宣誓受付**

宝塚市 人権男女共同参画課(土日祝除く 9:00~17:30)

場所: 宝塚市東洋町 1-1 本庁3階

TEL: 0797-77-9100

メール: m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

## (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の提出

- ① 予約された日時に、必要書類をお持ちのうえ、必ず宣誓されるお2人でお越しください。ファミリーシップに15歳未満の子が含まれる場合は一緒にお越しください。  
※入院などのご事情で来庁が難しい場合は、ご相談ください。
- ② 必要書類をご提出ください。本人確認と書類確認を行います。
- ③ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に必要事項をご記入ください。

## (3) 受領証及び受領証カードの交付

- ① 要件を満たしていることが確認できた場合、即日交付します。

※ 必要書類の確認から交付まで少し時間がかかります。

※ 書類等に不備があった場合、即日交付できないことがあります。

※ 転入予定の場合、受領証は交付せず、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票」を交付します。後日、転入を確認できる書類を提出いただき、内容を確認次第受領証及び受領証カードを交付します。なお、その際の宣誓日は、宣誓書を提出された日になります。

<b>(市章)パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード</b>	
宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をされたことを証します。	第 号
_____ 様	(公印)
_____ 様	
宣誓日 年 月 日 宝塚市長	

受領証カード(表)

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証を交付します。 このカードは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓されたことを宝塚市が証すものです。法的な効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
_____ 子又は親のお名前	
特記事項	

受領証カード(裏)



## 5 受領証及び受領証カードの再交付・内容変更・返還について

再交付・内容変更・返還のいずれの手続きについても、事前に来庁日時をご予約の上、①手続きに応じた申請書等②本人確認書類を人権男女共同参画課までご持参ください。

なお、手続きにお時間を要する場合がありますことをご了承願います。

### (1)再交付について

紛失、き損、汚損等の事情により再交付を希望される場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書」(様式5号)を提出してください。

※お越しいただくのは、再交付を必要とされている人だけで結構です。

※下記のとおり再交付したことがわかるように記載します。

・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」

証明書の右上に「再交付」の文字を記入します。

・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」

裏面の特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入します。

### (2)宣誓内容の変更について

宣誓をした内容に変更が生じた場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」(様式6)を提出してください。

変更後の内容で受領証及び受領証カードを再交付します。

※お越しいただく人は、変更内容によって変わりますので、事前に事務局へご相談ください。

※(1)と同様に再交付したことがわかるように記載します。

### (3)返還について

次のいずれかに該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届」(様式7号)を添えて、受領証及び受領証カードを返還いただくこととなります。

① 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき

② パートナーシップの一方又は双方が死亡したとき。

※子又は親を含めて宣誓している人で、パートナーが亡くなったが、子又は親との関係を証明するために受領証カードを継続して保持したいときは、宣誓内容の変更手続きを行ってください。

③ パートナーシップの双方が市外へ転出したとき(連携協定自治体間への転出を除く)。

④ 一方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップ関係を有することとなったとき。

⑤ 上記の他、宣誓の要件に該当していないことが判明したとき。

## 6 自治体間の連携について

阪神・丹波9市1町(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町)と、「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結しています。

協定を締結している自治体間での転出入に当たってのパートナーシップに関する手続きが簡素化されます。

### (1) 締結自治体からの転入手続き

以下の必要書類を揃えて、事前に宣誓日時をご予約の上、人権男女共同参画課へお越してください。

① 「パートナーシップ宣誓申告書」(様式第8号)

② 転出元の自治体で交付された「宣誓書受領証等」

③ 住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)

※1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で構いません。

※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。

④ 本人確認書類(提示のみ)

### (2) 宣誓書受領証等の交付

受領証には、宝塚市で交付した交付年月日と併せて、当初の宣誓日を「宣誓日： 年 月 日」と記載します。

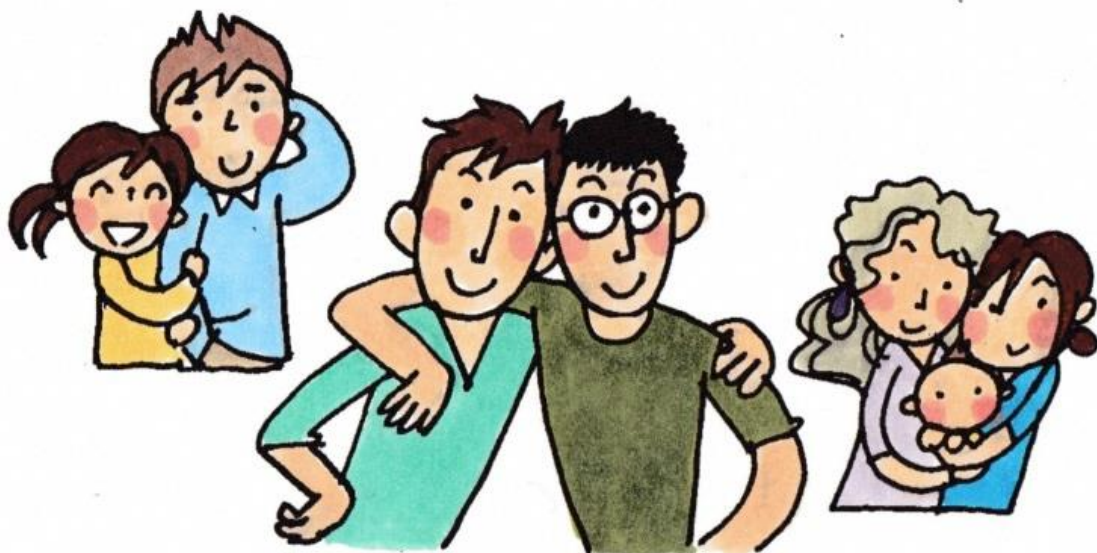
受領証カードの表面には、宝塚市で交付した交付年月日を記載し、

裏面の特記事項欄には、「宣誓日： 年 月 日」として当初の宣誓日を記載します。

### (3) 締結自治体への転出手続き

協定書を締結している自治体に転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合は、宝塚市で交付した受領証及び受領証カードを返還する必要はありません。

転出先の自治体で手続きを行ってください。



## 7 Q&A

### 【制度について】

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A1 結婚は、法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づいて行われるもので、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

Q2 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A2 手続きの際は、個室で行います。提出書類や記載内容等の個人情報、厳重に保管し、本人の同意なく外部に提供することはありません。

### 【宣誓することができる者について】

Q3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、戸籍上の性別が同一でないとできないのですか？

A3 性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方もいらっしゃるので、戸籍上の性別が異性となるカップルであって

も、一方又は双方が性的マイノリティであれば、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ができます。

Q4 宝塚市民でないと宣誓できませんか？

A4 一方又は双方が宝塚市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓できます。

転入予定で宣誓する場合は、転入後14日以内に転入したことがわかる書類を人権男女共同参画課へ提出してください。

#### 【宣誓の方法について】

Q5 宣誓に費用はかかりますか？

A5 宣誓書の提出や、宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓時に提出していただく必要書類の発行には手数料が必要です。

Q6 通称名を使用できますか？

A6 使用できます。

性別違和の人が使用している自認する性別にあった名前や外国籍の方が使用している日本名が該当します。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の裏面に戸籍上の名前を記載します。

Q7 宣誓書受領証はいつもらえますか？

A7 宣誓日に交付できます。ただし、1時間程度お時間をいただきます。

**【受領証及び受領証カードの再交付・内容変更・返還について】**

Q8 宝塚市外へ転出することになったときは、どうしたらいいですか？

A8 お二人とも宝塚市外へ転出される場合、受領証及び受領証カードを返還していただくこととなります。（「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」に基づく「協定自治体」への転出を除く。）

その際は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)に必要事項を記入し、一緒に提出してください。

Q9 どういったことに活用できますか？

A9 宝塚市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の提示により受けられるサービスは以下のとおりです。(随時更新)

- ・犯罪被害者等遺族支援金 ・市営住宅への申し込み
- ・母子健康手帳の交付 ・災害・風水害等見舞金
- ・住居確保給付金 ・宝塚市営霊園の合葬式墓所記名板への連名刻

字

・市立病院における病状等の説明、手術の同意・連帯保証人など

※民間サービスでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人の適用などが想定されますが、事業者によって取り扱いが異なりますので、詳しくは各事業者へ直接お問い合わせください。

**お問い合わせ**

宝塚市 人権男女共同参画課(土日祝除く 9:00~17:30)

場所:宝塚市東洋町 1-1 本庁3階

TEL:0797-77-9100 FAX:0797-77-2171

メール:m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp